

# 第7次広島県保健医療計画（素案）の概要

## 第1章 総論

### 1 計画作成の趣旨

生活習慣病や精神疾患など疾病構造の変化に対応した「重症化予防，再発予防」による健康寿命の延伸や急性期から回復期，慢性期まで効率的かつ質の高い安心できる保健医療提供体制，医療と介護の緊密な連携による地域包括ケアシステムの構築に取り組む計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

- (1) 医療法第30条の4に基づき都道府県が定める医療計画であり，本県の保健医療施策の基本計画
- (2) ひろしま高齢者プランと整合性を図り，医療・介護提供体制の確保を一体的に推進する計画

### 3 計画の期間

平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間

（計画3年目に在宅医療等について調査，分析及び評価を行い，必要な見直し）

### 4 基本理念及び目指す姿

[基本理念] 県内どこに住んでいても，生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう，質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築します。

[目指す姿]

- 疾病予防から治療，再発予防まで質が高く適切な保健医療提供体制が確保されています。
- “いざ”というときに安心できる医療提供体制が確保されています。
- 県内どこに住んでいても自分らしく暮らすことができる地域包括ケアシステムが機能しています。
- 生涯にわたって生活習慣病に対する理解と疾病予防・重症化予防・再発予防に取り組むことにより健康寿命が延伸され，いきいきと暮らし続けることができます。
- 医師や看護師等が働きやすい環境が整い，地域に必要な医療・介護人材が確保されています。

### 5 保健医療圏の設定

施策の基本となる二次保健医療圏は，現行（第6次）計画どおり7医療圏

### 6 基準病床数

法令等に沿って算定（一般病床及び療養病床，精神病床，結核病床，感染症病床）

## 第2章 安心できる保健医療体制の構築

- ・がんなど主要な疾病の医療体制
- ・救急医療などの医療連携体制
- ・在宅医療と介護等の連携体制

## 第3章 保健医療各分野の総合的な対策

## 第4章 地域医療構想の取組

## 第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成

## 第6章 医療の安全の確保，安全な生活の確保

（医療機関における安全管理，医薬品等の安全確保，食品安全，生活衛生）

## 第7章 計画の推進体制と評価の実施

「広島県医療審議会保健医療計画部会」において，毎年度，進捗状況に係る評価を行う。

各論，別紙のとおり